



6月は環境美化月間

美しい環境をつなぐために

不法投棄の根絶や害虫の駆除等により、豊かで美しい環境のまち「松本市」が次世代へつながるように、市民の皆さんのご協力をお願いします。

● 問い合わせ 環境業務課 (☎47-1096 ㊟40-1335)

不法投棄の禁止

ごみの不法投棄は禁止されています。ごみの入った袋の投げ捨てや、空き缶のポイ捨てなど、これらの行為も不法投棄にあたります。

松本地域3市5村では「松本地域廃棄物不法投棄防止対策協議会」を設置し、パトロール等を行っています。

廃棄物の捨て方についての問い合わせ

- 家庭ごみ等の一般廃棄物 環境業務課 (☎47-1096)
- 産業廃棄物 長野県松本地域振興局環境課 (松本地域廃棄物不法投棄防止対策協議会事務局) (☎40-1956)

環境業務課からのお願い

【ごみを持ち込まれる方へ】

飛散しやすいごみをトラックに積んで、クリーンセンター、リサイクルセンター、エコトピア山田へ持ち込むときは、風で飛ばされないようシートを掛けるなど、飛散対策をお願いします。

また、受け付けでは、運転免許証など(氏名、住所が確認できるもの)の提示をお願いしています。

【ごみ出し時間について】

収集が済んでから出されたごみが、そのままごみステーションに残される事案が発生しています。

ごみは、午前8時30分～午後4時頃に順次収集していますが、交通状況等によって時間が前後することがあります。町会のごみステーションへは、決められた時間に出していただくようご協力をお願いします。

発見した不法投棄は、警察と連携して捨てた人の特定を行います。違反者には懲役か罰金、またはその両方が科せられる場合があります。

不法投棄をして自分の手元からごみがなくなっても、そのごみは景観や自然環境を悪化させる上、誰かが苦労して拾ってくれています。

市民がきれいになっている街 松本

環境美化月間などに合わせ各地区町会では清掃活動を実施し、企業も独自に清掃活動を企画してきれいな街づくりに協力いただいています。

ごみゼロ運動など啓発イベントが目立つのがたばこの吸殻です。たばこの吸殻のポイ捨ては、景観を損ね地域住民の迷惑になります。

また、手に持ったたばこの火は子どもの顔あたりに位置し凶器になりかねません。

たばこは灰皿が設置されたところで吸いましょう。

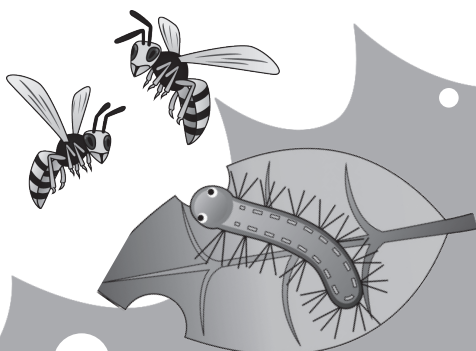


害虫駆除

アメリカシロヒトリは年2回、6月中旬と8月下旬に発生して、幼虫がサクラ、カキ、ウメ、クワなどの広葉樹の葉を食害します。早期発見に努め、白い網状の巣に群生しているときに巣ごと枝葉を切り取り、幼虫を踏みつぶすなど農薬を使用しない方法で駆除しましょう。

被害が止まらず拡散の恐れがある場合に限って、周辺住民への周知徹底など細心の注意を払い薬剤散布をしてください。

市では、町会単位で駆除を行う場合に限り、最小限の薬



剤の配布と動力噴霧器の貸し出しを行っています。

春から秋にかけては、ハチなどの活動も活発になります。電話帳(タウンページ)等を参考に、消毒業やハチ駆除の業者に相談してください。